広報まえばし

11月15日
昭和44年（1969年）

439号　発行・前橋市役所／編集・総務部秘書課／毎月1日・15日／昭和35年7月14日第3種郵便物認可（1部4円）

おもな記事
第一面　秋の火災予防運動／秋の市民音楽祭
第二面　国保総合表彰式／交通災害共済へ加入を／公職選挙法が一部改正
第三面　予防接種／文化財愛護のつどい
第四面　写真ニュース／お知らせコーナー／伝説⑮

《全国統一標語》

今捨てたタバコの温度が700度

秋の火災予防運動　11月26日～12月2日

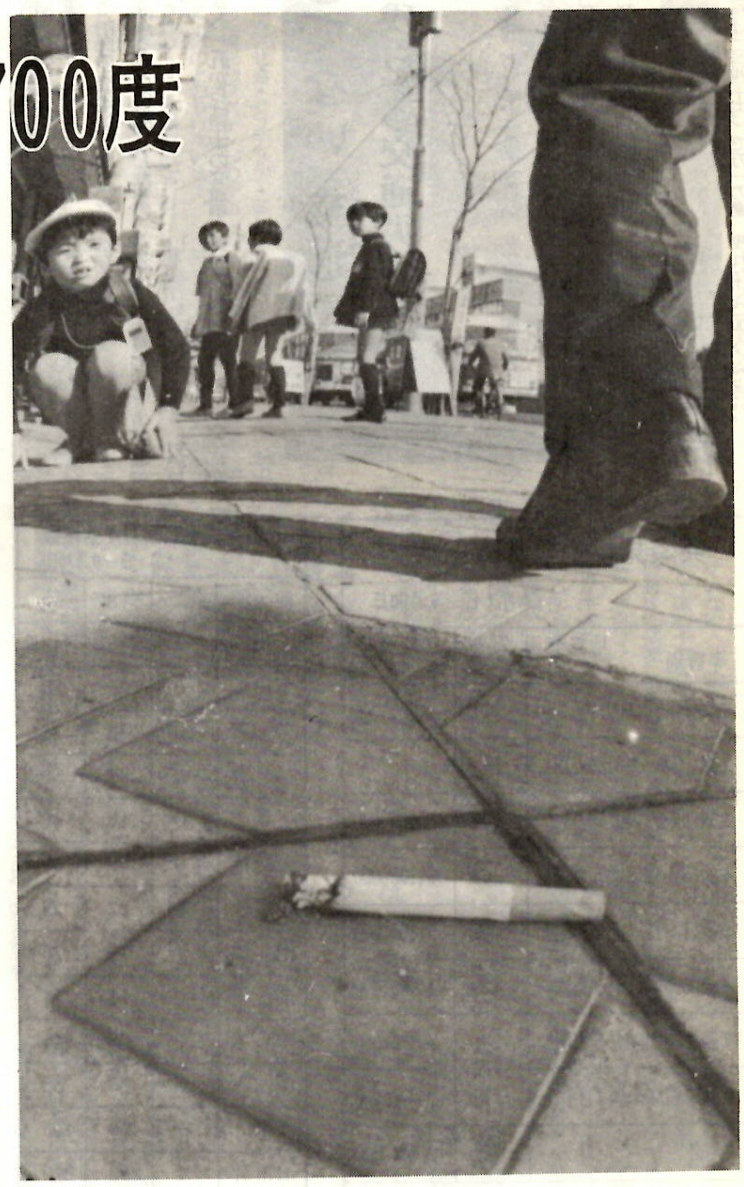

タバコの不始末が、全国的にみると火災原因の第1位。タバコの投げ捨てや寝タバコは、厳につつしみたいもの――。

件数、損害額とも増加

本市の火災

10月未現在　八千五百万円が灰に

寒さのおとずれとともに、火災の多くなる時期がやってきました。わたしたちが、努力して築いた財産も家財も、一瞬にして灰にしてしまう火災……。世の中に、これほど無駄で、みじめなことはありません。さて、十一月二十六日から十二月二日までの七日間、全国いっせいに「秋の火災予防運動」が行なわれます。ことしの運動は、〝今捨てたタバコの温度が七〇〇度〟という統一標語のもとに、とくにタバコの投げ捨て、寝タバコの防止、石油ストーブの正しい使い方、が全国いっせい実施事項としてとりあげられています。

わたしたちの生活を、恐ろしい火災から守るため、各家庭でもタバコや石油ストーブはもちろん、火器を使う場所や器具に、お互いに、じゅうぶん注意しましょう。

戦後最高の焼死者

43年『消防白書』から

消防庁では十一月四日、昭和四十三年中の火災実態を明らかにした「消防白書」を発表しました。

これによると、四十三年中の出火件数は五万二千六百五十四件、損害額は五百四十三億円にものぼっています。死者は一千百六十人、傷者が八千八百七人、建て物焼失面積は二百二十五万平方メートルにおよんでいます。

出火件数は前年にくらべ八百五十二件減りましたが、死者では逆に五十四人も増加し、戦後最高という悲しい記録となっています。

前橋市の火災

消防署開設以来の記録

10月までに百三十七件も

前橋市内でも、ことしは例年になく火災が多発し、十月三十一日現在で、火災件数百三十七件、損害額八千五百万円、死者三人、傷者十九人、建て物焼失面積は五千四百平方メートルにものぼっています。

これを前年同期にくらべると、火災件数で二十四件、損害額で三千二百万円、焼失面積では三千二百平方メートルと、いずれも増えています。火災件数では昭和三十七年についで、消防署開設以来の記録となっています。

火災原因では、人の不注意、火に対する怠慢などが全体の九〇パーセント以上を占めています。このなかでは、子どもの火あそびが十五件で一番多く、そのうちマッチによるものが十一件もあります次が石油風呂釜によるもの十一件たき火が同じく十一件、ストーブ九件、煙突七件、タバコ四件となっています。

運動期間中の市の行事

消火訓練・防火診断などを

①火災予防の横幕や防火ポスターを掲出して、予防運動をたかめます。

②多数の人が出入りする事業場での消火・避難訓練と、その習慣づけ運動を展開します。事業場ごとに防火管理者が中心となって、運動期間中の一日をえらんで自主的に消防訓練を実施してくださるよう、ご協力ください。

③消火器実験会を十一月十八日から二十一日までの四日間（いずれも午後）防火モデル地区内で、家庭の主婦を対象にひらきます。該当地区は、岩神町四丁目、本町二丁目、若宮町三丁目、南町一丁目、城東町三丁目、朝日町一丁目、紅雲町一・二丁目です。場所、時間等は、追って自治会長さんを通じてお知らせします。

④運動期間中の日別行事

11月26日＝市消防隊の非常召集訓練、消防用水の調査と保全。

11月27日＝岩神町四丁目、若宮町三丁目、本町二丁目、紅雲町二丁目、南町一丁目の町内の一般住宅を対象に、防火診断を行ないます。（午前中）

11月28日＝本町二丁目、城東町三丁目、朝日町一丁目、紅雲町一丁目、南町一丁目の一般住宅を対象に防火診断を行ないます。（午前中）

11月29日＝自衛消防隊競技会を十二時三十分から四時三十分まで敷島公園利根川原の駐車場で行ないます。競技は消火器による油火災の消火競技（一名）と小型消防ポンプによる放水競技（五名一組による）通報連絡競技（五名一組による）の三種類が行なわれます。自衛消防隊結成の事業場で出場希望のところは、十一月二十五日までに消防本部予防課予防係へ申し込んでください。

11月30日＝消防音楽隊の先導により、関係協力団体二百人が参加して、火災予防広報パレードを行ないます。

12月1日・2日＝危険物施設（給油場）と液化石油ガス施設（販売施設）の火災予防査察を行ないます。

▽なお、期間中火災防ぎょ訓練を四回実施します。11月27日第二中学校、28日シェル石油新前橋油槽所、29日芳賀小学校、12月1日下川淵小学校で、時間はいずれも午前10時から行ないます。なお、その際、市のサイレンを吹鳴しますから、ご承知おきください。防火訓練については本年度の防火モデル地区内の一般住宅を対象に行ないますから、当日はなるべく留守にしないようにおねがいいたします。

防火・準防火地域

市街地で、建て物が密集しているところは、お互いが自分たちの建て物の防火措置を常に心がけたいものです。

市では、こうした密集地域を防火地域・準防火地域として指定し、集団的防火制限を受ける地域を定めています。防火地域は、県庁前から貿易会館を通り中央駅前へ達する道路の両側ほか主要路周辺で、準防火地域は旧市街地の密集地域を中心とした比較的広い範囲におよんでいます。

この地域内に建て物を新築、増築する場合は、いろいろな制限がありますから、建築課指導係または消防本部予防課へお問い合わせください。

中央公民館から

秋の市民音楽祭

みなさんでどうぞ

中央公民館・前橋市民音楽連盟主催による〝秋の市民音楽祭〟がひらかれます

バラエティに富んだプログラムが予定されていますから、晩秋の夜のひとときみなさんおさそい合わせのうえ、音楽でおくつろぎください。

11月19日(水)
―午後六時から―
群馬会館ホール

■出演
ちひろ合唱団、ひまわりコーラス、コールファミリア、クールドウアマトウール、県立盲学校音楽部（合唱団および琴演奏部）市民吹奏楽会、前橋市成人学校ギタークラブ合奏団、独唱、ピアノ独奏など。

〈入場は無料です〉

11月5日群馬会館ホールで

国保総合表彰式

健康優良乳児には

木暮直美（岩神町二丁目）ちゃんら80人

昭和四十四年度国民健康保険総合表彰式は、十一月五日群馬会館ホールで行なわれ、次のかたがたが表彰されました。

□優良保険区表彰

岩神町三丁目、国領町二丁目、若宮町一丁目、大手町二丁目・三丁目、千代田町二丁目・五丁目、表町二丁目、三河町二丁目、南町一丁目、天川原町、天川町、西善町、下阿内町、徳丸町、小神明町、石関町、堀之下町、堤町、後家町、下新田町、鳥羽町、総社町高井、竜蔵寺町、日輪寺町、川端町、池端町、女屋町、東上野町、小島田町、泉沢町、新井町、上増田町、下増田町（以上三十四町内）

□事業功労者表彰

表町二丁目十三―十七　村山義紀さん。

□事業協力者表彰

長井トラ（岩神町一丁目）さんほか百十六人。

□健康家庭表彰

宮水淳（岩神町一丁目）さんほか二百九十六人。

□健康優良乳児（八十人）

▽木暮直美（弘子）岩神町三丁目十七―五▽蜂須茂雄・英雄（和枝）若宮町四丁目十―十八▽星野典子（よし子）若宮町四丁目十五―七▽春日幸利（きよし）若宮町二丁目十三―二十三▽布川裕美（秋江）城東町四丁目七―三▽井上寿美代（孝子）城東町四丁目二十二―二▽前田みどり（久枝）大手町二丁目五―八▽和田由佳里（節子）紅雲町一丁目十八―十六▽高野博樹（由美子）千代田町二丁目四―八▽中島美智（かつ子）千代田町三丁目四―十▽鈴森貴子（洋子）千代田町三丁目九―三▽石倉年美（百合子）朝日町二丁目十三―十五▽吉田正子（美子）朝日町二丁目十七―十二▽市村正人（美代子）文京町四丁目十四―六▽一ノ瀬由美子（美知子）六供町一、〇一九▽浜名薇久（君枝）六供町二▽石井さゆり（知栄子）横手町五七五▽中林桂（幸子）横手町六七五▽青木友行（貞子）横手町二八六▽青木洋子（澄枝）嶺町五十▽山田明子（京子）小坂子町一、〇二〇―二▽山本健一（きよ子）幸塚町二七二▽田部井恵子（都）荻窪町一、二三三▽中里弘道（洋子）川曲町四〇六▽黒沢昇一・幸一（幸江）古市町六十六―一▽山田幸治（和子）東大室町一五五▽下境まゆみ（光子）二三▽古野猛（初美）古市町六十四▽根岸かおり（貞紀子）石倉町四一九▽新後閑宏（ユキ江）石倉町一丁目十四―十二▽下田まゆみ（洋子）北代田町五五八▽永田千亜紀（養代）下小出町六五〇▽藤本浩又（里子）上小出町甲二〇一▽多加谷恵（尚子）上小出町二六七―二▽関口香（千代子）荒牧町四一七―一▽原田孝江（房子）川原町三一九―十一▽湯浅真理子（かず枝）上青梨子町二二一▽福田リカ（マサ子）清野町五十八▽鈴木美紀（梅代）天川大島町一〇一▽山田幸治（和子）東大室町一一五五▽下境まゆみ（光子）二三▽須藤義則（正子）笂井町七十一▽山田清和（三枝子）岩神町三丁目十一―四▽増田一樹（妙子）昭和町一丁目三―四▽堀美佳（益子）日吉町一丁目四―二十二▽田辺美紀（とし子）城東町三丁目三―十一▽下村善一郎（久仁子）紅雲町一丁目九―十九▽町田伸行（英子）本町三丁目十―五▽後藤基子（康子）三河町一丁目二十五―十三▽女屋正美（秋子）朝日町一丁目六―十六▽岩佐あゆみ（敦子）文京町二丁目二十七―十二▽矢端さゆり（キヨ子）文京町三丁目二十三―二▽三田尚輝（カズ子）文京町三丁目三十二―十一▽木暮睦（マスミ）天川原町六▽貝瀬美穂（裕子）後閑町五十一―四▽石井理香（八重子）中内町四三三▽狩野大介（喜美子）西善町一、〇六八▽清水俊幸（英子）亀里町三九七▽田々木和美（信子）幸塚町一六七▽梅山昌己（すぐれ）西片貝町七十―三▽信沢有美（直枝）東片貝町一、〇五九▽早川久子（靖子）上泉町三、一八一―一▽関宏（明江）上泉町一、三三二▽栗原裕子（咲耶）上泉町三、四三九―一▽飯塚和樹（昭子）元総社町二、二〇三▽岩田真奈美（暉代）都丸秀幸（初枝）元総社町三、六四二―六▽赤石亘（麗子）元総社町二、五七四▽佐藤俊之（富世）大友町七四二―二▽渡辺友道（久代）総社町植野一、一四一▽長谷川和俊（よし江）上細井町六〇四▽下田聡（妙子）田口町二九四▽高橋良行（ヤス江）南橋町三▽矢島昌幸（シゲ）池端町一六八▽蜂巣喜弘（ヨシ子）上青梨子町五四〇▽淀川正康（良子）天川大島町七十八―三▽堀恵美子（潤子）天川大島町二四七―四▽長町雅俊（勢津子）天川大島町一、一〇〇▽藤井宏美（豊子）小屋原町三三九▽山口さゆり（八千代）下大島町一、〇五二（カツコ内はおかあさんの名まえです）

風物詩

菊花展

晩秋の王花は菊。道のべに咲く野菊の可憐さから、丹精こめてつくられた大輪の花の豪華さまで、菊の美しさは、そのゆかしい芳香とともにわたしたちの生活にとけこみ、親しまれています。

四日から十五日まで、大手町二丁目県庁前大通り歩道で市内の菊愛好者のみなさんにより、菊花展がひらかれ、道ゆく人びとの眼をたのしませてくれました。

（写真はその菊花展で）

交通災害共済会員増強運動

12月25日まで

他人ごとでない交通事故

ひとり残らず〝交通災害共済〟へ

私たち市民は、こぞって交通事故の絶滅を悲願としていますが、皮肉にも交通事故はますますふえている状況です。

交通災害共済制度は、不幸にして交通事故にあわれたかたがたの当面の生活に役立つよう、見舞金を贈る制度で、加入することによって、市民のみなさんがお互いにたすけ合うことを目的としたものです。

さて、これからは年末の交通事故多発期。市では十一月十五日から十二月二十五日までの四十日間を「交通災害共済会員増強運動期間」とし、加入率六〇％をめざしています。

一年間三百六十円（十一月加入の場合は三百四十円）で万一の場合三千円から五十万円という〝安心〟が買えるならば、決して高くはないはずです。

死んで五十万円では……とおっしゃる方もあるでしょう。しかし困ったときのお金は、どんなにかあなたや家族を勇気づけることでしょう。

ご加入はご町内の自治会長さんまたは市役所一階市民課17番窓口・支所・出張所で受け付けます。

まだ未加入の人は、この機会に洩れなくご加入ください。

共済見舞金級別支給状況

4月1日～9月30日

等級別	見舞金	支給件数	支給金額 円
1級(死亡	50万円)	11	5,500,000
2級(不具、失明30万円)			
3級(6か月以上10万円)		30	3,000,000
4級(3か月以上5万円)		62	3,100,000
5級(1か月以上2万円)		269	5,380,000
6級(3週間以上1万円)		100	1,000,000
7級(1週間以上5千円)		234	1,170,000
8級(1週間未満2千円)		19	38,000
合計		725	19,188,000

この表のほか、43年度は468件1,834万円の見舞金を支給しています。

共済見舞金地区別支給件数

4月1日～9月30日

地区別	死亡	負傷	計
上川渕	1件	46件	47件
下川渕	0	26	26
芳賀	0	38	38
桂萱	0	58	58
東	0	46	46
元総社	0	49	49
総社	0	22	22
南橋	1	74	75
清里	0	11	11
永明	2	43	45
城南	3	35	38
新市計	7	448	455
旧市計	4	266	270
総計	11	714	725

『公職選挙法』が一部改正

＝改正のポイント23章＝

公職選挙法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第四十八号）が、六月二十三日に公布されました。すでに六月二十八日から施行されている一部の規定を除いて、九月一日から施行されています。改正された規定は、次の選挙から適用される事項もありますので、おもな改正点についてお知らせします。

■選挙期日に関すること

都道府県の議会議員、指定都市の市議会議員の選挙期日は、少なくとも十二日前に告示しなければならないことと改正されました。改正前は十五日とされていました。

■不在者投票の事由に該当する証明書に関すること

妊産婦や身体障害者が不在者投票をするときは、不在者投票証明書を提出しなければなりませんでしたが、これにかえて、母子健康手帳または身体障害者手帳を提示するだけで、投票用紙の交付を請求できることになりました。

■開票立会人・選挙立会人の任期に関すること

①開票立会人・選挙立会人を選ぶための「くじを行なうべき日」は、従来は期日前二日とされていましたが、この改正で、市町村の選挙管理委員会が実情に即して定めることができることになりました。②の選挙立会人の届け出は、選挙長に対して行なわなければならないことになりました。従来は選挙管理委員会。

■立候補の届出に関すること

立候補の届出期間が公示または告示の日、およびその翌日の二日間に短縮されました。従来は四日間。ただし、補充立候補の届出期間については、従来とおりです。

■供託に関すること

供託金が各選挙について現在の倍額に増額されました。

▽衆議院議員、参議院地方選出議員および都道府県知事の選挙…三十万円。▽参議院全国選出議員の選挙…六十万円。▽指定都市の市長の選挙…二十万円。▽指定都市以外の市長の選挙…八万円。▽都道府県の議会議員の選挙…六万円。▽指定都市の市議会議員の選挙…五万円。▽町村長の選挙…四万円。▽指定都市以外の市議会議員の選挙…三万円。

■選挙事務所の設置および届け出に関すること

①市町村の選挙以外の選挙においては、当該選挙を管理する選挙管理委員会のほか、当該選挙事務所が設置された市町村の選挙管理委員会に対しても、異動の届け出をする必要があることになりました。

■選挙事務所の閉鎖命令に関すること

〈選挙事務所の設置者〉〈選挙事務所の表示〉〈選挙当日の選挙事務所の制限〉の規定に違反して設置された選挙事務所については、当該選挙を管理する選挙管理委員会のほか、当該選挙事務所が設置された市町村の選挙管理委員会も閉鎖を命ずることができるとされました。

選挙運動に使ってよいお金の制限額をきめて、お金の力によって選挙が支配され汚されることを防いでいます。

■選挙事務関係者の選挙運動の禁止に関すること

不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して（不在者投票管理者が日常の職務上にもつ影響力を利用して の意味）選挙運動をすることができないこととされました。

■連呼行為の禁止に関すること

選挙運動のために使用される自動車等の上の連呼行為は、衆議院議員、参議院議員、知事選挙に限らず、その他の選挙も、午前七時から午後八時までの間に限って認められることになりました。

■文書、図画の掲示に関すること

①選挙事務所を表示するためのポスター、立札、看板の類の規格が、長さ三五〇㌢、幅一〇〇㌢以内に拡大されました。従来は長さ二七三㌢、幅七三㌢以内と定められていました。②選挙運動のために使用するポスター、立札、看板の類を選挙事務所を表示するために使ったときは選挙事務所を廃止したとき、直ちに撤去しなければならない事と定められました。選挙運動用自動車に取りつけて使用したものは、使用をやめたとき、演説会場において演説会の開催中使用したものは、演説会が終ったとき、それぞれすみやかに撤去しなければならない事とされました。これに違反した場合は選挙管理委員会の撤去命令の対象となります。③国または地方公共団体が所有もしくは管理するものに、選挙運動用ポスターを掲示することは禁止されていますが、今後は民間の不在者投票管理者の投票を記載する場所に、選挙運動用ポスターを掲示することもできないことになりました。④居住者等の承諾を得ないで掲示された選挙運動用ポスターは、居住者等が撤去することができることになりました。⑤選挙運動用ポスターは、選挙の期日（無投票当選の場合は投票を行なわなくなった旨の告示の日）後すみやかに撤去しなければならなくなりました。

■ポスター掲示場に関すること

ポスター掲示場は、計算基準にもとづいてその総数を定め、投票区に設置するポスター掲示場の数は、市町村の選挙管理委員会が合理的に定めることとされました。

■政見放送に関すること

衆議院議員、参議院議員、都道府県知事の選挙の候補者は、選挙運動期間中、日本放送協会および一般放送事業者のテレビジョン放送の放送設備により、無料でその政見を放送することができることになりました。

（次のページへつづく）

忘れないでネ！

百日せき・ジフテリア・破傷風〈三種混合〉 予防接種

秋の百日せき・ジフテリア・破傷風（三種混合ワクチン）の予防接種を、次のとおり行ないます。

該当される人は、注意事項などをよく読んだうえ、お近くの会場へお出かけください。

□対象者

第一期＝昭和44年2月1日から44年7月31日までの出生者、および前回の該当者で第一期予防接種（約三～四週間の間隔で三回接種する）を完了していない人

第二期＝昭和42年8月1日から43年1月31日までの出生者、および前回の第二期該当者で、第二期予防接種（一回接種する）を完了していない人。（第二期は第一期完了後約十二カ月から十八カ月経過後に接種します）

接種料金 無料。

■予防接種ができない人

①熱がある②心臓、血管系の病気があり、腎臓、肝臓などが悪い③糖尿病や脚気の病気がある④衰弱がいちじるしい⑤ひきつけを起しやすい⑥じんましんを起したりしたものにかぶれたり、あたったりしやすい。

□接種のあと注意すること

①接種後、接種部位をよくもんでください②当日、入浴、激動をさける③大多数の乳幼児には、特に反応はありませんが、ときによって接種部分が痛んだり、かるい発熱、頭痛、だるさ、さむけなどがありますが、普通の場合は二～三日中になくなります。

■保健所の健康相談

前橋保健所では、次のとおり健康相談を行ないますので、お出かけください。

▽一般健康相談＝毎週月曜日（成人病相談、その他）

▽乳幼児健康相談＝毎週火曜日（乳幼児の保健指導、健康診査、栄養相談など）

▽療養相談＝毎週水曜日（結核患者に対する相談、呼吸器に疾患のある人の相談など。）

百日せき・ジフテリア・破傷風（混合）予防接種実施日程《44年下半期》				
第1回	第2回	第3回	会場	時間
11月25日	12月23日	1月12日	上川渕公民館	午後2時～3時
			下川渕公民館	
			駒形会議所	
			永明公民館	
			母子健康センター	
26日	24日	13日	東公民館	
			元総社公民館	
			総社小学校	
			清里公民館	
27日	25日	14日	桂萱公民館	
			芳賀〃	
			南橋〃	
			敷島小学校	
			城東小学校	
			天川〃	
28日	26日	16日	城南〃	
			桃井〃	

市民文化財愛護のつどい
《講演会と発表会》
29日婦人青少年センター

市民の築きあげてきた文化遺産を保護していくために、次のとおり〝市民文化財愛護のつどい〟を開きます。小・中・高・大学生をはじめ市民一般のみなさんが多数ご来場くださるようお待ちしています。

□主催 前橋市教育委員会

□後援 文化庁・県教育委員会

□日時 十一月二十九日（土）午後一時から四時三十分まで

□会場 県婦人青少年センター

□内容 ①講演「岩宿の発見」とその周辺＝東毛考古学研究所長相沢忠洋さん。②スライド＝前橋天神山古墳発掘調査公開。③発表と意見交換＝小学生・中学生・高校生・大学生・一般市民の実践発表とパネル討議。（助言者は県文化財専門委員・市文化財調査委員の人たちです）

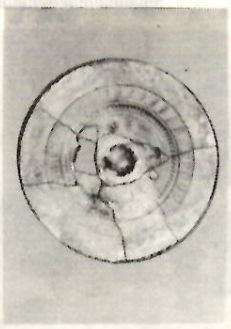

後閑町の天神山古墳から出土した日本最古の白銅鏡

文化財愛護運動
作文・ポスター募集

郷土の文化財を市民一人一人がたいせつにする運動として、教育委員会では次の要項により募集します。

□応募資格 市内在学の小学生・中学生・高等学校生徒

□作文 文化財を保護していくうえで、重要なことを強調し、標語を織込んだ内容を原稿用紙（一百字づめ）十枚以内。

□ポスター 画用紙50㌢×35㌢以上、五色以内。文化財の保護を端的に強調するようにデザイン化したもの。

□標語 官製はがきに文化財の保護をうったえることばを一標語ごとに一枚に記入のこと

□締切り 十二月十五日

○…各作品とも、住所・氏名・校名・学年を明記し、前橋市大手町二丁目十一番一号 前橋市教委事務局社会教育課へ送付してください。

各作品とも審査のうえ、優秀作品に賞状と記念バッジを贈ります。

作品は返却しません。作品は広報、ポスター等に使用し活用させていただきます。

民具調査でおねがい！

あなたのところには、むかしから田畑を耕し、食事をとり、あかりを用い、着物やかぶりものをつくり生活してきた〝生活文化財〟が残されておりませんか。たとえば、アンドン、センバ、ムシロバタシ、クルリ棒、テッコウ、ミノなど……。こうした民具の保存のための調査を市社会教育課社会教育係（電話24局一一一一内線二五六）を中心に、調査カードにより実施しますので、ご協力ください。

みんなが親しめる歌を

第9回「市民のうた」募集

家庭や職場で楽しく歌える〝市民のうた〟を、ふるってご応募ください。まず歌詞を募集し、入選作について曲を募集します。

▽歌詞＝文体は自由、長さは三章以内とします。▽応募資格＝市内在住・在勤の人なら、だれでも何篇でも応募できます。▽入選＝三篇に賞状ならびに記念品をさしあげます。▽締め切り＝応募者の年齢・職業・勤務先（または学校名）を明記し、明年一月十五日までに必着のこと。入選発表は二月十五日予定。なお入選作に補集することがあります。応募原稿はお返ししません。▽あて先＝前橋市中央公民館（大手町三丁目十五）市民音楽連盟市民のうた係。▽審査員＝後藤重樹、茂木五郎、村田康男、永井文雄、田上宏、田島英子、小林太一郎さん。

■市民レコード・コンサート

十二月三日（水）午後六時から中央公民館洋室で。曲目は四季（ビバルディ）ギター五重奏曲（ポッケリーニ）交響曲四十一番（ジュピター（モーツアルト）など講師は県教委・小林太一郎さん。入場無料。

中小企業合理化資金

第二次申込受付

市では、中小企業の設備の合理化をはかる目的で、次のとおり資金をお貸しします。ご希望の人は商工部工業課へ申し込んでください。

□申込受付期間

十一月二十日から二十九日まで

□対象となる企業・設備（機械）

製造業、建設業、鉱業、サービス業（染色、洗濯、自動車修理業など）

□貸し付けを受けられる人

資本金もしくは出資金が五百万円以下または従業者百人以下の中小企業者で、一年以上市内で事業を行なっている人、および協同組合。

□連帯保証人 市内に居住し、前年度の市税（市民税、固定資産税の合計額）を一万円以上完納している人二人以上。

□貸付額 一企業五万円以上五十万円以下（特別の場合は百万円まで）で設備額の半額。

□償還期間 五年以内（うち一年据え置き）で四年均等償還です

□利子 年四分五厘

○…くわしいことは工業課工業振興係（電話24局一一一一内線四〇八・三〇四番）へお問い合わせください。

国民年金事業で
厚生大臣表彰

十月二十七日東京渋谷公会堂で行なわれた国民年金法施行十周年記念式典の席上、本市の国民年金事業が優秀であることが認められ厚生大臣表彰を受けました。市民のみなさんの本事業へのご理解、ご協力に深く感謝いたします。

【前号の訂正】十一月一日づけ広報まえばし第一面「知っておきたいプロパンの量目」の記事中、プロパンガスの容器の重さを一般的な例として15㌔と書きましたがこれは12・6㌔～16・2㌔までの幅があり、個々の容器によって差異がありますので、お詫びして訂正いたします。

【前ページから】

■立会演説会に関すること

①市においても町村と同様、都道府県選挙管理委員会の指定する市において開催することとされ、また立会演説会の開催単位と回数に関する規定が削除されました。②日本放送協会または一般放送事業者は、立会演説会の実況を放送しようとするときは、その選挙事務を管理する選挙管理委員会と協議しなければならないこととされました。

■公営施設利用の個人演説会に関すること

個人演説会のために利用することができる公営施設の範囲から、議事堂が除かれました。

■個人演説会の制限に関すること

①衆議院議員、参議院地方選出議員、都道府県知事選挙の個人演説会の回数制限および公営立札の制度が廃止され、候補者はその個人演説会の開催中、都道府県選管の定める表示をした立札、看板の類（たて二七三㌢×よこ七三㌢以内のもの）を通じて、五ヶ以内を会場前に掲示しなければならないこととされました。この結果候補者が同時に開催できる個人演説会は、最大限五ヶ所に限られることになりました。②衆議院議員、参議院地方選出議員、都道府県知事選挙は、他の選挙と異なり演説会場外にポスターやちょうちんの類を掲示することはできないことになりました。③、①の立札や看板の類は、演説会の開催中は必ず会場前に掲示しなければなりませんが、演説会用として使用しないものは、演説会場外のいずれの場所にも、選挙運動のために使用することができることになりました。④演説会場外に掲示した立札、看板の類は、演説会の終了後そのまま掲示しておくこともさしつかえないことになりました。⑤掲示箇所は原則として国、地方公共団体および三公社の所有、管理するものには掲示することはできません。また、他人の工作物に掲示しようとするときは、居住者等の承諾を得なければなりません。

■夜間の街頭演説の禁止に関すること

街頭演説をすることができる時間は、車上の連呼行為と同様、午前七時から午後八時までの間に限ることとされました。

■選挙公報の掲載文の申請に関すること

①選挙公報の掲載文の提出期限が、立候補の届出期限の翌々日までに統一されました。②参議院全国選出議員の選挙における選挙公報の掲載文の写を、都道府県の選挙管理委員会に送付する期限が、二日間短縮されました。

■選挙期日後の挨拶行為の制限に関すること

選挙期日（無投票当選の場合は投票を行なわないことになった旨の告示の日）後においては、挨拶行為をすることができないことになりました。

■選挙運動費用の支出金額の制限に関すること

①選挙運動費用の支出制限額が百万円となりました。

■実費弁償、報酬の額に関すること

①選挙運動に従事する人一人に対し、支給することができる実費弁償の額の基準中、宿泊料は一夜につき三千円（一千五百円）弁当料は、一食につき三百円（百五十円）一日につき六百円（四百五十円）茶菓料は一日につき百円（五十円）に改正されました。以下、カッコ内は従前の額です。②選挙運動のために使用する労務者一人に対し、支給できる報酬の額は、基本日額一千円以内（七百円以内）になりました。③選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給する実費弁償の額の基準中、宿泊料（食事料を含まない）一夜につき一千六百円以内（一千二百円以内）になりました。④選挙運動のために使用する事務員一人に対し、支給することができる報酬の額は、一日につき千円以内（七百円以内）になりました。

参議院全国選出議員の選挙については八百五十万円、その他の選挙については人数割額に固定額を合算した額に引き上げられました。②今回の支出制限額の改正は、費用弁償および報酬の引き上げに伴う増額分を、原則として固定額の増額にふりむけ、人数割額は減少ないしはすえおく方向で行なわれています。③参議院地方選出議員都道府県知事の選挙については人数割額が固定額の一・五倍をこえるときは、その額をもって人数割額の限度とされています。したがって、これらの選挙の支出制限額の最高は、参議院地方区が七百五十万円、知事選が五百二十五万円、市長選が二百八十万円、市議選が

■推せん団体の選挙運動の特例に関すること

衆議院議員、参議院議員の選挙は、当該推せん候補者の数の四倍に相当する回数以内で、当該推せん候補者の選挙運動のため推せん演説会を開催することができることになりました。

■政党その他の政治団体の選挙における政治活動に関すること

①確認団体の政談演説会の開催については、衆議院議員の選挙にあっては所属候補者の数の四倍、参議院議員の選挙、知事選挙にあっては衆議院議員の一選挙区でとに二回、市長選挙では選挙が行なわれる区域につき二回開催できることになりました。②確認団体が街頭政談演説をすることができる時間は、午前七時から午後八時までに限られます。③市長選挙についても、確認団体による車上の連呼行為を認めることになりました④確認団体については、ビラ（これに類する文書図画を含む）の頒布は自由にすることとされました⑤頒布する場合、戸別訪問によって頒布することはできません。また、道路交通法上、所轄警察署長の許可が必要とされている場合には、許可を得なければなりません。さらに、散布（個々に分け与えることなく、一時に多人数に対してばらまくこと）はできないこととされました。⑥確認団体のビラ、ポスターは、所属候補者の選挙運動のために使用することができるものとされましたが、候補者の氏名またはその氏名が類推されるような事項を記載したものを使うことはできないこととされました。⑦確認団体のポスターの規格は、長さ八五㌢×幅六〇㌢以内に統一されました。⑧政党その他の政治団体は、各選挙につき国地方公共団体、三公社が所有したり管理したりする建物（もっぱら職員の居住の用に供されているもの、および公営住宅を除く）において、文書・図画（新聞紙・雑誌を除く）を頒布（郵便、新聞折込みの方法での頒布を除く）することはできないこととされました。ただし、これらの建物が政談演説会場である場合はこの限りでありません。

■罰則に関すること

①選挙に関して多衆集合して交通もしくは集会の便を妨げたり、立会演説会等で演説を妨害した者を「多衆の選挙妨害罪」として処罰することとなりました。②当選させない目的で、候補者に関し虚偽の事項を公にしたり、事実をゆがめて公にした者の刑を引き上げました。なお、政見放送、選挙公報において本罪を犯した者については、さらに刑を加重することになりました。③政見放送、選挙公報において、特定の商品の広告、その他営業に関する宣伝をした人を処罰することになりました。

あたたかいこころ

□現金六千二百四十三円　千代田町五、石渡啓子さんから。
□現金六千円　匿名の人から。
□現金二千百九十八円・化粧石けん十四個・タオル九本　市立第六中学校一年二組のみなさんから。
□衣類一包　天川大島町九八八松村みや子さんから。

水道の検針と集金の方法変更

〈下川淵地区の全部と上川淵地区の一部が〉

水道局では、下川淵地区の全部と上川淵地区の一部の水道検針と集金を、従来の毎月検針・毎月集金から隔月に行なうように変更します。したがって、今後は二か月に一度検針することになり、集金も検針と同じく、二か月に一度訪問し、二か月分をまとめてお支払いねがうことになりますので、ご承知ください。

□検針をする月と集金日

▽山王町・東善町・中内町・西善町・力丸町・房丸町・徳丸町は1・3・5・7・9・11月が検針をする月です。（12月は検針をしません）

▽公田町・亀里町・横手町・鶴光路町・新堀町・下阿内町は2・4・6・8・10・12月が検針をする月です。（来年1月は検針をしません）

▽集金日　検針をした日から十五日ぐらいあとに集金にお伺いします。

写真ニュース

「前橋市防疫事務所」を設置

市内の一般消毒のほか、そ族（ねずみなどのこと）こん虫の駆除、伝染病予防などは、現在市衛生課防疫係が担当していますが、これらの仕事を総合的に行なうセンターとして上記の事務所がお目見得します。場所は西部清掃事務所内（総社町）完工式は11月20日。工費は511万8千円です。

生鮮食料品の総合卸売市場が建設されることになり、10月31日その地鎮祭が行なわれました。市場のオープンは来秋の予定。

お知らせコーナー

広瀬・桃木川が断水

明年3月末まで減水も

広瀬・桃木両川ではが改修工事のため次のとおり減水と断水を行ないます。流域にあたるかたがたは、特に火のもとにご注意ください。

□広瀬川

韮川改修工事のため十六本堰下流を断水します。断水期間は11月3日午後5時まで。少量通水の減水期間は11月4日から明年3月30日までの冬期間。

□桃木川

11月1日から明年3月30日まで減水します。

大胡局の電話がダイヤル式に

11月21日午後3時から

大胡局の電話が、11月21日午後3時からダイヤル式にかわります市外局番は「027283」で、市内局番はありません。電話番号は全部4数字にかわります。なお宮城村農村電話の番号は現在のままです。（前橋電報電話局）

道路に電話の地下ケーブルを布設

ご協力のおねがい

前橋電報電話局管内では、最近電話申し込みが急激に増えています。これを改善し、住民の利便をはかるため、電話の地下ケーブル布設工事を、11月上旬から明年3月下旬まで行ないます。このため国道17号線桃木橋から荒牧神社前関根町さくら食堂前を経て上小出町333番地にわたる間の道路の堀りかえしをいたします。関係住民のみなさんには、何かとご不便のことと思いますが、よろしくご協力のほどおねがいいたします。

（群馬電気通信部）

〝書道の本〟のつどい

11月22日市立図書館で

市立図書館では、11月22日（土）午後1時30分から4時まで、書道の本のつどいをひらきます。展示図書は「書道全集」（平凡社）「書体大字典」（平凡社）など約百冊当日「書の鑑賞と実践指導」と題し、書道芸術院審査員横堀草風さんの講演があります。

〝天文教室〟へどうぞ

11月30日・12月21日児童文化センター

児童文化センターでは、次のとおり無料〝天文教室〟をひらきます。みなさんでどうぞ―。

▽11月30日（日）10時～12時　太陽の黒点観測法＝指導・桃井小学校教頭井田益雄さん。（曇天、雨天の場合は中止します）

▽12月21日（日）10時30分～12時30分　星座の話と観察法＝指導・県教育センター指導主事汲川友保さん。

▽申し込みは、開催日の前日までに、住所・学年（一般の人は年齢を記入）氏名を記入の上、ハガキで申し込んでください。電話でも受け付けます。

申込場所は西片貝町五二八、前橋市児童文化センター天文教室係（電話24局二五四八）へ。

市民スポーツ祭マラソン大会開く

参加申込受付中です

一月二十五日に行なわれる県下百キロ駅伝の、前橋選手選考会をかねて、市民スポーツ祭マラソン競技大会をひらきます。みなさん多数参加ください。

□日時　十二月十四日午前十時
□コース　一中正門前＝亀里町バス停手前・折り返し一万メートル
□種目　一般の部・高校の部・招待の部。
□申し込み　十二月三日までに市役所四階体育課へ申し出てください。

灰・不燃物・キケン物収集日

《12月分》

月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6
本町1.2.3丁目、表町1.2丁目、天川大島町、野中町	南町1.2.3.4丁目、紅雲町1.2丁目、六供町、上佐鳥住宅	三河町1.2丁目、文京町1.2.3.4丁目、駒形町、東善町、有料事業所	江木団地、三俣町、下沖町、幸塚町、西片貝町、上泉住宅、総社町全域、青梨子住宅、大友町、鳥羽町	石倉町、古市町、江田町、小相木町、朝日が丘町、光が丘町前箱田団地、大利根町1.2丁目、元総社町	朝倉団地、後閑住宅広瀬団地、有料事業所
8	9	10		12	13
岩神町1.2.3.4丁目、敷島町、緑が丘町、荒牧町、昭和町1.2.3丁目	国領町1.2丁目、住吉町1.2丁目、平和町1.2丁目有料事業所	若宮町1.2.3.4丁目下小出町、北代田町上小出町、南橋町、青柳町	日吉町1.2.3.4丁目城東町1.2.3.5丁目	大手町1.2.3丁目、千代田町1.2.3.4.5丁目	朝日町1.2.3.4丁目天川原町、天川町
15	16	17	18	19	20
本町1.2.3丁目、表町1.2丁目、天川大島町、野中町	南町1.2.3.4丁目、紅雲町1.2丁目、六供町、上佐鳥住宅	三河町1.2丁目、文京町1.2.3.4丁目、駒形町、東善町有料事業所	江木団地、三俣町、下沖町、幸塚町、西片貝町、上泉住宅、総社町全域、青梨子住宅、大友町、鳥羽町	石倉町、古市町、江田町、小相木町、朝日が丘町、光が丘町前箱田団地、大利根町1.2丁目、元総社町	朝倉団地、後閑住宅広瀬団地有料事業所
22	23	24	25	26	27
岩神町1.2.3.4丁目敷島町、緑が丘町、荒牧町、昭和町1.2.3丁目	国領町1.2丁目、住吉町1.2丁目、平和町1.2丁目、有料事業所	若宮町1.2.3.4丁目下小出町、北代田町上小出町、南橋町、青柳町	日吉町1.2.3.4丁目城東町1.2.3.4.5丁目	大手町1.2.3丁目、千代田町1.2.3.4.5丁目	朝日町1.2.3.4丁目天川原町、天川町
29	30	31			
本町1.2.3丁目、表町1.2丁目、天川大島町、野中町	南町1.2.3.4丁目紅雲町1.2丁目、六供町、上佐鳥住宅	三河町1.2丁目、文京町1.2.3.4丁目駒形町、東善町有料事業所			

伝説とその付近 ⑮

金（かね）のなる木

一面の黄金（こがね）の波もすでに刈り取られ、一部では麦まきがはじまりました。

「金のなる木」が城南地区にあるという伝説を聞き、訪ねてみることにしました。

国道五十号線を真すぐ、城南支所を通り過ぎ、しばらく行き左側に「東前橋家畜市場」という看板のところを左に入りますと西大室町につきます。

いま野良では、麦まきの真最中、そこで、近くの人に話を聞いてみました。

「いまその梅の木はありませんがネ、そりゃ昔はたいした評判でしてネ、一時は焼まんぢゅう屋まで出たさわぎでしたヨ」

と老婆は語ってくれました。

そして、また「太さ一尺ほどある梅の木でしてネ、その家の一人の娘にだけは枝に金がなっているのが見えましてネ、ほかの人には見えないのです。わたしが、その梅の枝に手をふれると、その娘は金が落ちるからさわるな、といいましてネ、たしかにチャリンと音をたてて金が落ちるのですヨ。わたしが見たのは一銭銅貨でしたがネ、毎日落ちるというわけでなく、一日おき位いでしたでしょうかネ、ときには二銭銅貨も落ちていました。せいぜい一日に三銭位ではなかったかネ」とその様子を話してくれました。

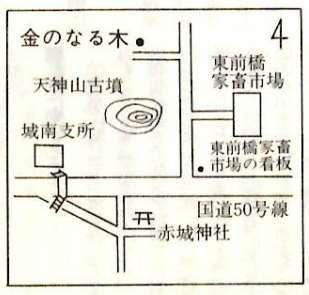

そういえば、勢多郡誌に次のように記されています。

「西大室の某家、生前梅の木を愛していた主（あるじ）が、愛孫のために金のなる木として残した」とあります。さらに「この梅の木から十銭、五銭の白銅貨又は五十銭の銀貨がなり、多い時には、一日三円程度の金が落ちた」とありますが、実際にはそうは落ちなかったようです

このふしぎな出来事に、これを見ようと多くの人が集まり、東京、千葉方面からも見物があったということですが、老婆の話しでも、これを裏付けしているようでした。

こんな話を聞きながら、再び国道五十号線に戻ってまいりますと、右に小高い丘（おか）が見えます。城南の天神山古墳です。そして左手には「東前橋家畜市場」が見えます。この市場は、四十一年経済連が建てたものです。

国道五十号線の切れ間なく流れる自動車の姿をみるとき、先日の鹿島港の開港が思い出されます。この鹿島港は、日本最大の人工港であり、その付近一帯を含め三十万都市の建設が進められています。こんなことを考えあわせてまいりますと、新潟港とのちょうど中心にある前橋市が、拠点都市としてこれから大きな役割りを果さなければならない気がいたします。

【写真は東前橋家畜市場】